

環境について、みんなで考えよう。

# かんきょう通信

環境林務課

## 特定外来生物への取り組み

厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画では、野生生物の状況の把握を関連施策と位置づけています。その中でも、平成19年度より計画に沿って取り組んでいる特定外来生物について、お知らせします。



オオハンゴンソウ

ウチダザリガニ

特定外来生物とは

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律によつて定められた『もともと日本にいなかつた外来生物』のうち『生態系、人の生命・身体および農林水産業へ影響がある』と考えられる動植物のことです。

日本では現在156種類が指定さ

れており、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されています。

厚岸町においては、『アメリカミンク』『セイヨウオオマルハナバチ』『ウチダザリガニ』『オオハンゴンソウ』『アライグマ』の5種類が確認されています。

現在、町内でのアメリカミンクによる農業などへの被害は確認されていません。

種を駆逐したり、受粉に依存する植

物を減少させる心配がありますが、町内の生物生態系へ与える影響については現時点では不明です。

町内的一部の河川で生息が確認されており、漁業資源の保全のため、平成28年度より厚岸漁業協同組合と協力し駆除作業を行っています。オオハンゴンソウは種子と地下茎により盛んに繁殖し、在来植物の生育域を狭めるなどの影響があります。町は国が定める防除の目標に沿い、保全すべき『要注意エリア』を定めていますが、そのエリア内である、子野日公園および太田屯田の赤松生育地周辺では、既にオオハンゴンソウの生息が確認されています。

アライグマは絶滅の恐れのある動物の捕食などの影響がある他、町内の家庭菜園への被害を確認しています。

厚岸町においては、『アメリカミンク』『セイヨウオオマルハナバチ』『ウチダザリガニ』『オオハンゴンソウ』『アライグマ』の5種類が確認されています。

子野日公園では公園内での防除作業を、平成19年度から試験的に行っています。

防除作業は取り残しの根茎や埋蔵種子の発芽などにより、根絶にはかなりの年数がかかると考えられるので、継続的に防除作業を行う予定です。

なお、太田屯田の赤松生育地周辺

## 特定外来生物の取り扱いについて

オオハンゴンソウは、個人の所有地などで生育していることもあります。所有地内の防除作業については、他の場所に植え替えなどをしない、種子を拡散させないように管理するなど、在来の植物に影響がでないよう工夫しましょう。種子による繁殖を防ぐためにも、なるべく花が咲く前に刈り取りをしてください。花が咲いてしまった場合は、花弁部(種子部)を摘み取り、ごみ袋に入れて燃やせるごみとして、定められたごみの日に出してください。特定外来生物のため、生ごみではなく燃やせるごみとなります。

ウチダザリガニを見つけた場合は、持ち帰ったり他の場所に放したりしないようにします。

アライグマを見かけた場合は、環境衛生係まで連絡をお願いします。

については今後も監視を続けます。ウチダザリガニについては、9月から10月にかけて、町内の3河川での駆除を予定しています。昨年は13回の作業で合わせて94%のウチダザリガニを駆除しました。

アライグマについては、令和2年8月に町内で初めて1頭捕獲しました。アライグマの駆除作業は、9月から10月にかけて、町内の3河川での駆除を予定しています。昨年は13回の作業で合わせて94%のウチダザリガニを駆除しました。